

【網走川】自主防災組織の活動を後押し（大空町）（ソフト対策、避難・水防）

◆ 網走川減災対策協議会において策定した減災に関する取組方針の「概ね5年で実施する取組」に基づいたソフト対策における取組となる、水防活動体制の一翼を担う自主防災組織活動について自主防災組織活動補助金交付要綱を制定及び告示し、設置促進と育成強化を図っています。

大空町自主防災組織活動補助金交付要綱抜粋（大空町HPより）

大空町自主防災組織活動補助金交付要綱

平成28年3月28日 告示第16号
(平成28年4月1日施行)

条項目次 **沿革**

体系情報
第3編 執行機関/第1章 町長/第7節 災害対策

沿革情報
◆ 平成28年3月28日 告示第16号

○大空町自主防災組織活動補助金交付要綱
平成28年3月28日 告示第16号

(目的)
第1条 この告示は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第5条第2項の規定及び大空町地域防災計画に基づき、自主防災組織が防災活動を行う上で必要な防災資機材の整備等に要する経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付することにより、町内の自主防災組織の設置促進と育成強化を図ることを目的とする。

(定義)
第2条 自主防災組織とは、自治会等を単位として、自主的に当該地域の防災対策を確立するために、次の各号に掲げる活動を行う団体をいう。

- (1) 防災知識の普及
- (2) 地域内の防災環境の確認
- (3) 防災資機材の整備
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 災害発生時における情報の収集、伝達、救出活動、初期消火活動、避難誘導、避難所での給食・給水活動に係る協力等
- (6) その他自主防災組織の目的を達成するために必要な事項(設立の届出)



・関係機関: 大空町
・告示年月日: 平成28年3月28日

・内容:
自主防災組織が防災活動を行うために必要な資機材の整備等に要する経費について、補助金を交付して、自主防災組織の設置促進、育成強化・活動促進を行い、各地域の防災対策の確立を目指す。

区分	品名	
別表第1(第5条第4項)		
① 防災資機材整備事業	防護用具 防災ベスト、ヘルメット(安全帽)、簡易、可搬式発電機、燃料携行缶、投光器、コードリール、サント、防水シート、靴、椅子、手袋	
② 防災資機材更新事業	機材用具 防雨機罩等カゴ、トランシーバー、メガホン(電池式)、鑼 避難生活用具 簡易風呂、毛氈、寝具トランク、毛氈、寝巻等カゴ、寝具トランク、簡易設置、打虫トランプ、打虫ゼリトランク、黒椅子、リヤカー、その他の避難生活に必要な資機材 消火用具 可搬ポンプ、消火用ホース、防火丸、消火器、バケツ 救出用具 救助用工具セット、梯子、矢張り棒、ハンマー、ジャッキ、チェーンソー、ワイパー、指差、矢張り棒、のこぎり、カッター、のこぎり、安全帯(ハーネス)、救助ロープ 救急用具 救急セット、担架、救急箱 給水給食用具 鍋、釜、やかん、かまど、こしら、なべ、燃料(薪、炭等の固形燃料に限る。)、浄水機、ポリタンク、大型ポリバケツ、給水袋、炊飯器 その他の防災資機材 町長が特に必要と認めたもの 積荷用具 物置	
別表第2(第5条第5項)		
事業名	活動名	活動内容
③ 自主防災組織活動支援事業	防災研修会等の開催	防災に関する知識の習得、普及啓発を図るため、防災研修会や協議会等を開催する。地域の行事として防災イベントを実施する。
	防災地図等の作成	地域内の危険箇所等を把握し、防災マップ・防災地図を作成する。
	防災訓練の実施	自主防災組織独自の防災訓練を実施する。 ・初期消火訓練、避難誘導訓練、救出・救護訓練、給食・給水訓練、情報収集・伝達訓練など
	防災パトロールの実施	地域内の防災環境の確認
	その他、地域の防災対策の強化を図る活動	上記のほか、地域の防災活動の強化を図るための活動をを行う。

網走川では関係機関が連携し、大規模な氾濫の発生に備え減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進する「水防災意識社会」の再構築に取り組んでいます。

(参考) 網走開建HP: <http://www.hkd.mlit.go.jp/ab/tisui/v6dkjr00000000cf.html>